

号外第5（令和7年3月31日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△ 横浜市開港記念日条例【総務局総務課】	3
△ 横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例【総務局人事課】	4
△ 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	5
△ 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	6
△ 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	7
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	8
△ 横浜市福祉特別乗車券条例の一部を改正する条例【健康福祉局障害自立支援課】	38
△ 横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する条例【健康福祉局高齢健康福祉課】	39
△ 横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【医療局病院経営本部病院経営課】	41
△ 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども施設整備課】	42

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和7年3月31日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 横 浜 市 開 港 記 念 日 条 例
- 2 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 3 横 浜 市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 4 横 浜 市 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 及 び 給 与 の 特 例 に 関 す る 条 例
及 び 横 浜 市 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例
- 5 横 浜 市 一 般 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 す る 条 例 及 び 横 浜 市 一 般 職 員
の 休 暇 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 6 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 7 横 浜 市 福 祉 特 別 乗 車 券 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 8 横 浜 市 敬 老 特 別 乗 車 証 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 9 横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 10 横 浜 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 、 運 営 等 の 基 準 に 関 す る 条 例 及
び 横 浜 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 の 基
準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 条 例 第 21 号

横 浜 市 開 港 記 念 日 条 例

(趣 旨)

第 1 条 横 浜 が 開 港 を 契 機 に 経 済 的 及 び 文 化 的 活 動 の 拠 点 と なる 大 都 市 へ と 発 展 し た 歴 史 に つ い て の 理 解 を 深 め 、 将 来 に わ た る 横 浜 の 発 展 を 期 す る 日 と し て 、 開 港 記 念 日 を 設 け る 。

(開 港 記 念 日)

第 2 条 開 港 記 念 日 は 、 6 月 2 日 と す る 。

(市 の 取 組)

第 3 条 横 浜 市 は 、 開 港 記 念 日 の 趣 旨 に ふ さ わ し い 取 組 を 行 う よ う 努 め る も の と す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 22 号

横 浜 市 職 員 定 数 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(横 浜 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 (昭 和 28 年 4 月 横 浜 市 条 例 第 13 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中 「 16,735 人 」 を 「 16,661 人 」 に 、 「 1,550 人 」 を 「 1,543 人 」 に 改 め 、 同 項 第 3 号 中 「 19,665 人 」 を 「 19,866 人 」 に 改 め 、 同 項 第 8 号 中 「 3,671 人 」 を 「 3,685 人 」 に 、 「 3,672 人 」 を 「 3,686 人 」 に 改 め 、 同 項 第 9 号 中 「 1,500 人 」 を 「 1,495 人 」 に 改 め る 。

(地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 附 則 第 30 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 同 条 例 第 6 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 改 正)

第 2 条 地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 (令 和 4 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 26 号) 附 則 第 30 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 同 条 例 第 6 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 中 「 46,066 人 」 を 「 46,202 人 」 に 、 「 1,936 人 」 を 「 1,909 人 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 23 号

横 浜 市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する
条 例

横 浜 市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 （ 昭 和 26 年 3 月 横 浜 市 条 例
第 15 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

第 10 条 の 3 第 1 項 中 「 19,600 円 」 の 次 に 「 （ 30 歳 に 達 する 日 以 後
の 最 初 の 3 月 31 日 ま で の 間 に あ る 者 に あ っ て は 、 28,000 円 ） 」 を 加
え る。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 する。

横 浜 市 条 例 第 24 号

横 浜 市 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 及 び 給 与 の 特 例 に 関 す
る 条 例 及 び 横 浜 市 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め
る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(横 浜 市 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 及 び 給 与 の 特 例 に 関 す る 条 例
の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 及 び 給 与 の 特 例 に 関 す る
条 例 (平 成 17 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 115 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改
正 す る 。

第 4 条 第 4 項 を 削 り、同 条 第 5 項 中 「、第 3 項」を「及 び 前 項
」に 改 め、「及 び 前 項 の 規 定 に よ る 特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 の 支
給」を 削 り、同 項 を 同 条 第 4 項 と す る 。

第 5 条 の 見 出 し を 「 (横 浜 市 一 般 職 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の
適 用 除 外) 」に 改 め、同 条 第 1 項 中 「。以 下 「給 与 条 例」とい う
。」及 び 「、第 20 条 第 2 項」を 削 り、同 条 第 2 項 を 削 る 。

(横 浜 市 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正
)

第 2 条 横 浜 市 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め る 条 例 (昭 和
28 年 4 月 横 浜 市 条 例 第 27 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 中 「、勤 勉 手 当 及 び 特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当」を
「及 び 勤 勉 手 当」に 改 め る 。

第 13 条 の 3 を 削 る 。

第 18 条 第 3 項 中 「、第 12 条 及 び 第 13 条 の 2 の 規 定 は、特 定 任 期
付 職 員」を「及 び 第 12 条 の 規 定 は、横 浜 市 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の
採 用 及 び 給 与 の 特 例 に 関 す る 条 例 (平 成 17 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 11
5 号) 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 任 期 を 定 め て 採 用 さ れ た 職 員」
に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は、令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 25 号

横 浜 市 一 般 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 条 例 及 び 横 浜 市 一
般 職 員 の 休 暇 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例

(横 浜 市 一 般 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 一 般 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 条 例 (昭 和 26 年 12 月
横 浜 市 条 例 第 61 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

第 3 条 の 5 第 2 項 中 「 3 歳 に 満 た な い 子 」 を 「 小 学 校 就 学 の 始
期 に 達 する ま で の 子 」 に 改 め 、 同 条 第 4 項 中 「 第 2 項 中 「 3 歳 に
満 た な い 子 の ある 職 員 が 、 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る と ころ に よ り
、 当 該 子 を 養 育 する 」 と あり 、 及 び 前 項 」 を 「 及 び 前 2 項 」 に 改
め る。

(横 浜 市 一 般 職 員 の 休 暇 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正)

第 2 条 横 浜 市 一 般 職 員 の 休 暇 に 関 する 条 例 (平 成 4 年 3 月 横 浜
市 条 例 第 3 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

第 4 条 第 1 項 第 10 号 中 「 子 の 看 護 休 暇 」 を 「 子 の 看 護 等 休 暇 」
に 、 「 看 護 (」 を 「 看 護 等 (」 に 、 「 又 は 疾 病 」 を 「 、 疾 病 」 に
、 「 を 行 う こ と 」 を 「 若 し く は 学 校 保 健 安 全 法 (昭 和 33 年 法 律 第
56 号) 第 20 条 の 規 定 に よ る 学 校 の 休 業 そ の 他 こ れ に 準 ず る も の と
し て 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る 事 由 に 伴 う 当 該 子 の 世 話 を 行 う こ と
又 は 当 該 子 の 教 育 若 し く は 保 育 に 係 る 行 事 の う ち 人 事 委 員 会 規 則
で 定 め る も の へ の 参 加 を する こ と 」 に 改 め る。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 する。

横浜市条例第26号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第134号ア中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「28,000円」に改め、同号ウ中「28,000円」を「43,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「36,000円」を「55,000円」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 同 200平方メートルを超え、300平方メートル以下の場合 同 48,000円

第2条第134号の2中「サまで」を「シまで」に改め、同条第136号中「第12条第1項及び第13条第2項」を「第11条第1項及び第12条第2項」に、「第12条第2項及び第13条第3項」を「第11条第2項及び第12条第3項」に改め、同号ア(ア)中「15,000円」を「23,000円」に改め、同号ア(イ)中「18,000円」を「29,000円」に改め、同号ア(ウ)中「24,000円」を「38,000円」に改め、同号ア中(サ)を(シ)とし、(オ)から(コ)までを(カ)から(サ)までとし、同号ア(エ)中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「49,000円」に改め、同号ア中(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 同 200平方メートルを超え、300平方メートル以下のとき。 同 42,000円

第2条第136号イ(ア)中「16,000円」を「24,000円」に改め、同号イ(イ)中「19,000円」を「30,000円」に改め、同号イ(ウ)中「25,000円」を「39,000円」に改め、同号イ中(サ)を(シ)とし、(オ)から(コ)までを(カ)から(サ)までとし、同号イ(エ)中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「34,000円」を「53,000円」に改め、同号イ中(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 同 200平方メートルを超え、300平方メートル以下のとき。 同 44,000円

第2条第136号の2中「の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第139号の5の2、第139号の9、第139号の10、第139号の17、第139号の18、第139号の20、第139号の21、第139号の23から第139号の26まで、第139号の28、第139号の29及び第139号の31において同じ。）（一次エネルギー消費量（建築物

エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この号、第139号の18、第139号の21、第139号の23、第139号の24、第139号の26、第139号の26の2、第139号の29、第139号の29の2及び第139号の31において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第139号の5の2において同じ。）の算定対象となるものに限る。以下この号において同じ。）」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合

1棟につき

14,000円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1棟につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この号、第139号の18、第139号の21、第139号の23、第139号の24、第139号の26、第139号の26の2、第139号の29及び第139号の29の2において「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この号、第139号の17、第139号の18、第139号の20、第139号の21、第139号の23から第139号の26まで、第139号の28及び第139号の29において同じ。）（共用部分の審査を要しない場合にあっては、当該部分を除く。以下この号、第139号の23から第139号の26まで、第139

号の28及び第139号の29において同じ。)

a 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 21,000 円

b 同
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 35,000 円

c 同
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 67,000 円

d 同
5,000平方メートル以上のとき。 100,000 円

(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第139号の17、第139号の18、第139号の20、第139号の21、第139号の23から第139号の26まで、第139号の28及び第139号の29において同じ。）（一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定対象となるもの限り、工場等（基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。第139号の18、第139号の23及び第139号の24において同じ。）の用途に供すると認められる部分を除く。以下この号において同じ。）

a 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メー

	トル未満のとき。	19,000 円
b	同 300 平方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満のとき。	26,000 円
c	同 1,000 平方メ ートル以上 2,000 平方メ ートル未満のとき。	38,000 円
d	同 2,000 平方メ ートル以上 5,000 平方メ ートル未満のとき。	95,000 円
e	同 5,000 平方メ ートル以上 10,000 平方メ ートル未満のとき。	140,000 円
f	同 10,000 平方メ ートル以上 25,000 平方メ ートル未満のとき。	180,000 円
g	同 25,000 平方メ ートル以上のとき。	220,000 円

第 2 条 第 136 号の 2 ウからキまでを削り、同条第 139 号ア中「15,000 円」を「24,000 円」に改め、同号イ中「18,000 円」を「28,000 円」に改め、同号ウ中「23,000 円」を「37,000 円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「32,000 円」を「50,000 円」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ	同 200 平方メ ートルを超え、300 平方メ ートル以下の場合	同 42,000 円
---	--	---------------

第 2 条 第 139 号の 2 の 2 及び第 139 号の 3 中「サまで」を「シまで」に改め、同条第 139 号の 5 の 2 中「の非住宅部分（一次エネルギー消費量の算定対象となるものに限る。）」を削り、「第 136 号の 2 アからカまで」を「第 136 号の 2 ア及びイ」に改め、同条第 139 号の 9 ア中「、第 139 号の 24 及び第 139 号の 31」を「及び第 139 号の 24」に、「サまで」を「シまで」に改め、同号イ中「サまで」を「シまで」に改め、同号イ(イ)中「第 12 条 第 6 項又は第 13 条 第 7 項

」を「第11条第6項又は第12条第7項」に改め、「の非住宅部分」を削り、同条第139号の10ア中「サまで」を「シまで」に改め、同号イ中「サまで」を「シまで」に改め、同号イ(イ)中「第12条第6項又は第13条第7項」を「第11条第6項又は第12条第7項」に改め、「の非住宅部分」を削り、同条第139号の12ア及びイ並びに第139号の14ア及びイ中「サまで」を「シまで」に改め、同条第139号の17中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア中「(1棟の建築物からなる1戸の住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)」を削り、「4,900円」を「4,700円」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 住宅部分

- a 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 9,400円
- b 同 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 20,000円
- c 同 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 45,000円
- d 同 5,000平方メートル以上のとき。 81,000円

第2条第139号の17イ(イ)を削り、同号イ(ウ)a中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に、「9,600円」を「9,400円」に改め、同号イ(ウ)b中「17,000円」を「16,000円」に改め、同号イ(ウ)d中「81,000円」を「80,000円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同条第139号の18中「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア中「基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る」を「イ及びウに掲げるものであるものを除く」に改め、同号ウ(ア)から(ウ)までを次のように改める。

(ア) 住宅部分(当該評価方法が(イ)及び(ウ)に掲げるものであるものを除く。)

- a 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 69,000円

b	同	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	120,000 円
c	同	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	200,000 円
d	同	5,000 平方メートル以上のとき。	280,000 円
(イ)	住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）		
a	当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。		51,000 円
b	同	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	86,000 円
c	同	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	150,000 円
d	同	5,000 平方メートル以上のとき。	220,000 円
(ウ)	住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。）		
a	当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。		33,000 円
b	同	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル	

	ル未満のとき。	57,000 円
c	同	
	2,000 平方メー	
	トル以上 5,000 平方メー	
	トル未満のとき。	100,000 円
d	同	
	5,000 平方メー	
	トル以上のとき。	160,000 円

第2条第139号の18ウ(エ) a 中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に、「240,000 円」を「230,000 円」に改め、同号ウ(エ) b 中「300,000 円」を「290,000 円」に改め、同号ウ(エ) c 中「380,000 円」を「370,000 円」に改め、同号ウ(エ) d 中「550,000 円」を「530,000 円」に改め、同号ウ(エ) e 中「670,000 円」を「650,000 円」に改め、同号ウ(エ) f 中「790,000 円」を「770,000 円」に改め、同号ウ(エ) g 中「900,000 円」を「870,000 円」に改め、同号ウ(オ) a 中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に、「97,000 円」を「87,000 円」に改め、同号ウ(オ) b 中「120,000 円」を「110,000 円」に改め、同号ウ(オ) c 中「160,000 円」を「150,000 円」に改め、同号ウ(オ) d 中「260,000 円」を「240,000 円」に改め、同号ウ(オ) e 中「330,000 円」を「310,000 円」に改め、同号ウ(オ) f 中「390,000 円」を「370,000 円」に改め、同号ウ(オ) g 中「470,000 円」を「440,000 円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア)	住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	同	25,000 円
(イ)	同	200 平方メートル以上のとき。	同
			28,000 円

第2条第139号の19中「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア及びイ中「サまで」を「シまで」に改め、同条第139号の20中「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア中「2,400 円」を「2,350 円」に改め、同号イ(ア)中「住戸部分（」を「住宅部分（」に改め、同号イ(ア) a から d までを次のように改める。

a 当該住宅部分の床面積

の合計が 300 平方メートル未満のとき。 4,700 円

b 同

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 10,000 円

c 同

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 22,500 円

d 同

5,000 平方メートル以上のとき。 40,500 円

第 2 条 第 139 号の 20 イ(ア) e から i まで及び(イ)を削り、同号イ(ウ) a 中「 4,800 円」を「 4,700 円」に改め、同号イ(ウ) b 中「 8,500 円」を「 8,000 円」に改め、同号イ(ウ) d 中「 40,500 円」を「 40,000 円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イ(エ)中「、(イ)及び(ウ)以外の住戸部分、共用部分」を「及び(イ)以外の住宅部分」に改め、同号イ(エ)を同号イ(ウ)とし、同条第 139 号の 21 中「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア中「基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る」を「イ及びウに掲げるものであるものを除く」に改め、同号ウ(ア)中「住戸部分(当該建築物の一以上の住戸の)」を「住宅部分(当該に、「基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法」を「(イ)及び(ウ)に掲げるもの以外」に改め、同号ウ(ア) a から d までを次のように改める。

a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 34,500 円

b 同

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 60,000 円

c 同

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 100,000 円

d 同

5,000 平方メートル以上のとき。 140,000 円

第 2 条 第 139 号の 21 ウ(ア) e から i まで及び(ウ)を削り、同号ウ(イ)中

「住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の）」を「住宅部分（当該）」に、「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)又はロ(2)」に、「を除き」を「で、かつ」に改め、同号ウ(イ) a から d までを次のように改める。

- a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 16,500 円
- b 同 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 28,500 円
- c 同 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 50,000 円
- d 同 5,000 平方メートル以上のとき。 80,000 円

第2条第139号の21ウ中(イ) e から i までを削り、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、既に都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。）

- a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 25,500 円
- b 同 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 43,000 円
- c 同

2,000 平方メー
トル以上 5,000 平方メー
トル未満のとき。 75,000 円

d 同

5,000 平方メー
トル以上のとき。 110,000 円

第2条第139号の21ウ(エ) a 中「120,000 円」を「115,000 円」に改め、同号ウ(エ) b 中「150,000 円」を「145,000 円」に改め、同号ウ(エ) c 中「190,000 円」を「185,000 円」に改め、同号ウ(エ) d 中「275,000 円」を「265,000 円」に改め、同号ウ(エ) e 中「335,000 円」を「325,000 円」に改め、同号ウ(エ) f 中「395,000 円」を「385,000 円」に改め、同号ウ(エ) g 中「450,000 円」を「435,000 円」に改め、同号ウ(オ) a 中「48,500 円」を「43,500 円」に改め、同号ウ(オ) b 中「60,000 円」を「55,000 円」に改め、同号ウ(オ) c 中「80,000 円」を「75,000 円」に改め、同号ウ(オ) d 中「130,000 円」を「120,000 円」に改め、同号ウ(オ) e 中「165,000 円」を「155,000 円」に改め、同号ウ(オ) f 中「195,000 円」を「185,000 円」に改め、同号ウ(オ) g 中「235,000 円」を「220,000 円」に改め、同号ウ(カ) 中「住戸部分、共用部分」を「住宅部分」に、「第139号の18ウ」を「第139号の18エ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。 同 12,500 円

(イ) 同 200平方メートル以上のとき。 同 14,000 円

第2条第139号の22中「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア及びイ中「サまで」を「シまで」に改め、同条第139号の23中「1件につき」を削り、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、「の非住宅部分」を削り、同号アからエまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅（当該評価方法がイ及びウに掲げるもの

	であるものを除く。) の場合		
	(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	1 件につき	34,000 円
	(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	38,000 円
イ	一戸建ての住宅 (当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。)		
) の場合		
	(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	同	25,000 円
	(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	28,000 円
ウ	一戸建ての住宅 (当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。)		
) の場合		
	(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	同	17,000 円
	(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	19,000 円
エ	一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額		
	(ア) 住宅部分 (当該評価方法が(イ)及び(ウ)に掲げるものであるものを除く。)		
	a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。		69,000 円
	b 同		
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。		120,000 円
	c 同		
	2,000 平方メー		

	トル以上 5,000 平方メー トル未満のとき。	200,000 円
d	同	
	5,000 平方メー トル以上のとき。	280,000 円
(イ)	住宅部分（当該評価方法 が基準省令第1条第1項第 2号イ(1)及びロ(2)の基準又 は同号イ(2)及びロ(1)の基準 による評価方法のものに限 る。）	
a	当該住宅部分の床面積 の合計が 300 平方メー トル未満のとき。	51,000 円
b	同	
	300 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満のとき。	86,000 円
c	同	
	2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満のとき。	150,000 円
d	同	
	5,000 平方メー トル以上のとき。	220,000 円
(ウ)	住宅部分（当該評価方法 が基準省令第1条第1項第 2号イ(2)及びロ(2)の基準に よる評価方法のものに限 る。）	
a	当該住宅部分の床面積 の合計が 300 平方メー トル未満のとき。	33,000 円
b	同	
	300 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満のとき。	57,000 円
c	同	
	2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー	

	トル未満のとき。	100,000 円
d	同	
	5,000 平方メー	
	トル以上のとき。	160,000 円
(エ)	非住宅部分（その全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法のもの以外のものに限る。）	
a	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	230,000 円
b	同	
	300 平方メー	
	トル以上 1,000 平方メー	
	トル未満のとき。	290,000 円
c	同	
	1,000 平方メ	
	ートル以上 2,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	370,000 円
d	同	
	2,000 平方メ	
	ートル以上 5,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	530,000 円
e	同	
	5,000 平方メ	
	ートル以上 10,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	650,000 円
f	同	
	10,000 平方メ	
	ートル以上 25,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	770,000 円
g	同	
	25,000 平方メ	
	ートル以上のとき。	870,000 円
(オ)	非住宅部分（その全部又は一部を工場等の用途以外	

の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法のものに限る。)

a 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 87,000 円

b 同
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 110,000 円

c 同
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 150,000 円

d 同
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 240,000 円

e 同
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 310,000 円

f 同
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 370,000 円

g 同
25,000平方メートル以上のとき。 440,000 円

(カ) 非住宅部分（その全部を工場等の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法のもの以外のものに限る。）

a 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メー

	トル未満のとき。	23,000 円
b	同	
	300 平方メー	
	トル以上 1,000 平方メー	
	トル未満のとき。	31,000 円
c	同	
	1,000 平方メ	
	ートル以上 2,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	43,000 円
d	同	
	2,000 平方メ	
	ートル以上 5,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	100,000 円
e	同	
	5,000 平方メ	
	ートル以上 10,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	150,000 円
f	同	
	10,000 平方メ	
	ートル以上 25,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	190,000 円
g	同	
	25,000 平方メ	
	ートル以上のとき。	230,000 円
(キ)	非住宅部分（その全部を工場等の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法のものに限る。）	
a	当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	19,000 円
b	同	
	300 平方メー	
	トル以上 1,000 平方メー	
	トル未満のとき。	26,000 円
c	同	
	1,000 平方メ	

	一 ト ル 以 上 2,000 平 方 メ 一 ト ル 未 満 の と き 。	38,000 円
d	同	
	2,000 平 方 メ 一 ト ル 以 上 5,000 平 方 メ 一 ト ル 未 満 の と き 。	95,000 円
e	同	
	5,000 平 方 メ 一 ト ル 以 上 10,000 平 方 メ 一 ト ル 未 満 の と き 。	140,000 円
f	同	
	10,000 平 方 メ 一 ト ル 以 上 25,000 平 方 メ 一 ト ル 未 満 の と き 。	180,000 円
g	同	
	25,000 平 方 メ 一 ト ル 以 上 の と き 。	220,000 円

第 2 条 第 139 号 の 23 の 2 中 「 1 件 に つ き 」 を 削 り 、 「 第 35 条 第 1 項 」 を 「 第 30 条 第 1 項 」 に 改 め 、 「 の 非 住 宅 部 分 」 を 削 り 、 同 号 ア 及 び イ を 次 の よ う に 改 め る 。

ア 一 戸 建 て の 住 宅 の 場 合 1 件 に つ き 4,700 円

イ 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 建 築 物 の 場 合 は 、 1 件 に つ き 次 に 掲 げ る 額 の う ち 当 該 申 請 に 係 る も の を 合 計 し た 額

(ア) 住 宅 部 分

a	当 該 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 300 平 方 メ ー ト ル 未 満 の と き 。	9,400 円
b	同	
	300 平 方 メ ー ト ル 以 上 2,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の と き 。	20,000 円
c	同	
	2,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 5,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の と き 。	45,000 円
d	同	
	5,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 の と き 。	81,000 円

(イ)	非住宅部分		
a	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。		9,400 円
b	同	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。	16,000 円
c	同	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	27,000 円
d	同	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	80,000 円
e	同	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。	130,000 円
f	同	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。	160,000 円
g	同	25,000 平方メートル以上のとき。	200,000 円

第2条第139号の23の2ウからカまでを削り、同条第139号の24中「第11条」を「第13条」に改め、「1件につき」及び「の非住宅部分」を削り、同号アからエまでを次のように改める。

ア	一戸建ての住宅（当該評価方法がイ及びウに掲げるものであるものを除く。）の場合		
(ア)	住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	1 件につき	17,000 円
(イ)	同	200 平方メートル以上のとき。	同 19,000 円
イ	一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)の基準又		

は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。		
) の場合		
(ア)	住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	同 12,500 円
(イ)	同 200平方メートル以上のとき。	同 14,000 円
ウ	一戸建ての住宅(当該評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。)	
) の場合		
(ア)	住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	同 8,500 円
(イ)	同 200平方メートル以上のとき。	同 9,500 円
エ	一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額	
(ア)	住宅部分(当該評価方法が(イ)及び(ウ)に掲げるものであるものを除く。)	
a	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	34,500 円
b	同 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のとき。	60,000 円
c	同 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のとき。	100,000 円
d	同 5,000平方メートル以上のとき。	140,000 円
(イ)	住宅部分(当該評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)の基準又	

は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。)

a 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 25,500 円

b 同
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 43,000 円

c 同
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 75,000 円

d 同
5,000平方メートル以上のとき。 110,000 円

(ウ) 住宅部分(当該評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。)

a 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 16,500 円

b 同
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 28,500 円

c 同
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 50,000 円

d 同
5,000平方メートル以上のとき。 80,000 円

(エ) 非住宅部分(その全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価

方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法のもの以外のものに限る。)

a 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 115,000 円

b 同
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 145,000 円

c 同
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 185,000 円

d 同
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 265,000 円

e 同
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 325,000 円

f 同
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 385,000 円

g 同
25,000平方メートル以上のとき。 435,000 円

(オ) 非住宅部分(その全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法のものに限る。)

a 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 43,500 円

b	同	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。	55,000 円
c	同	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	75,000 円
d	同	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	120,000 円
e	同	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。	155,000 円
f	同	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。	185,000 円
g	同	25,000 平方メートル以上のとき。	220,000 円
(カ)	非住宅部分（その全部を工場等の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法のもの以外のものに限る。）		
a	当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。		11,500 円
b	同	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。	15,500 円
c	同	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	

	メートル未満のとき。	21,500 円
d	同	
	2,000 平方メ	
	ートル以上 5,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	50,000 円
e	同	
	5,000 平方メ	
	ートル以上 10,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	75,000 円
f	同	
	10,000 平方メ	
	ートル以上 25,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	95,000 円
g	同	
	25,000 平方メ	
	ートル以上のとき。	115,000 円
(キ)	非住宅部分（その全部を工場等の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法のものに限る。）	
a	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	9,500 円
b	同	
	300 平方メー	
	トル以上 1,000 平方メー	
	トル未満のとき。	13,000 円
c	同	
	1,000 平方メ	
	ートル以上 2,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	19,000 円
d	同	
	2,000 平方メ	
	ートル以上 5,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	47,500 円
e	同	
	5,000 平方メ	

	一 トル 以 上 10,000 平 方 メ	
	一 トル 未 満 の と き 。	70,000 円
f	同	
	10,000 平 方 メ	
	一 トル 以 上 25,000 平 方 メ	
	一 トル 未 満 の と き 。	90,000 円
g	同	
	25,000 平 方 メ	
	一 トル 以 上 の と き 。	110,000 円

第 2 条 第 139 号 の 25 中 「 第 34 条 第 1 項 」 を 「 第 29 条 第 1 項 」 に 、 「 第 35 条 第 1 項 第 1 号 」 を 「 第 30 条 第 1 項 第 1 号 」 に 、 「 第 34 条 第 3 項 」 を 「 第 29 条 第 3 項 」 に 改 め 、 「 住 戸 の 数 又 は 」 を 削 り 、 同 号 ア 中 「 4,900 円 」 を 「 4,700 円 」 に 改 め 、 同 号 イ (ア) を 次 の よ う に 改 め る 。

(ア) 住 宅 部 分

a	当 該 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 300 平 方 メ ー ト ル 未 満 の と き 。	9,400 円
b	同	
	300 平 方 メ ー ト	
	ル 以 上 2,000 平 方 メ ー ト	
	ル 未 満 の と き 。	20,000 円
c	同	
	2,000 平 方 メ ー	
	ト ル 以 上 5,000 平 方 メ ー	
	ト ル 未 満 の と き 。	45,000 円
d	同	
	5,000 平 方 メ ー	
	ト ル 以 上 の と き 。	81,000 円

第 2 条 第 139 号 の 25 イ (イ) を 削 り 、 同 号 イ (ウ) a 中 「 非 住 宅 部 分 」 を 「 当 該 非 住 宅 部 分 」 に 、 「 9,600 円 」 を 「 9,400 円 」 に 改 め 、 同 号 イ (ウ) b 中 「 17,000 円 」 を 「 16,000 円 」 に 改 め 、 同 号 イ (ウ) d 中 「 81,000 円 」 を 「 80,000 円 」 に 改 め 、 同 号 イ (ウ) を 同 号 イ (イ) と し 、 同 条 第 139 号 の 26 中 「 第 34 条 第 1 項 」 を 「 第 29 条 第 1 項 」 に 、 「 第 35 条 第 1 項 第 1 号 」 を 「 第 30 条 第 1 項 第 1 号 」 に 改 め 、 「 住 戸 の 数 又 は 」 を 削 り 、 同 号 ア 中 「 基 準 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (1) 又 は ロ (1) の 基 準 に よ る 評 価 方 法 の も の に 限 る 」 を 「 イ 及 び ウ に 掲 げ る も の で あ る も の を 除 く 」 に 改 め 、 同 号 ウ (ア) か ら (ウ) ま で を 次 の よ う に 改 め る 。

(ア) 住 宅 部 分 (当 該 評 価 方 法
が (イ) 及 び (ウ) に 掲 げ る も の で

あるものを除く。)		
a	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	69,000 円
b	同 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	120,000 円
c	同 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	200,000 円
d	同 5,000平方メートル以上のとき。	280,000 円
(イ)	住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）	
a	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	51,000 円
b	同 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	86,000 円
c	同 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	150,000 円
d	同 5,000平方メートル以上のとき。	220,000 円
(ウ)	住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。）	
a	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル	

ル未満のとき。 33,000 円

b 同

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 57,000 円

c 同

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 100,000 円

d 同

5,000 平方メートル以上のとき。 160,000 円

第2条第139号の26ウ(エ)を削り、同号ウ(オ) a 中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に改め、同号ウ(オ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(カ) a 中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(オ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。 同 25,000 円

(イ) 同 200平方メートル以上のとき。 同 28,000 円

第2条第139号の26の2中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、「住戸の数又は」を削り、「、イ若しくはウ」を「からウまで若しくはエ」に改め、同号ア中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「4,900円」を「4,700円」に改め、同号イ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法」を「ウ及びエに掲げるもの以外」に改め、同号オ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「前号ウ(ア)から(カ)まで」を「前号エ(ア)から(オ)まで」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「から(ウ)まで」を「及び(イ)」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4

号」に、「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に改め、「以外のもの」を削り、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。 25,000円

(イ) 同 200平方メートル以上のとき。 28,000円

第2条第139号の27中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、「住戸の数又は」を削り、同号ア及びイ中「サまで」を「シまで」に改め、同条第139号の28中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、「住戸の数又は」を削り、同号ア中「2,400円」を「2,350円」に改め、同号イ(ア)中「住戸部分(」を「住宅部分(」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同号イ(ア)aからdまでを次のように改める。

a 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 4,700円

b 同 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 10,000円

c 同 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。

トル未満のとき。 22,500 円

d 同

5,000 平方メー

トル以上のとき。 40,500 円

第2条第139号の28イ(ア) e から i まで及び(イ)を削り、同号イ(ウ) a 中「4,800 円」を「4,700 円」に改め、同号イ(ウ) b 中「8,500 円」を「8,000 円」に改め、同号イ(ウ) d 中「40,500 円」を「40,000 円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イ(エ)中「、(イ)及び(ウ)以外の住戸部分、共用部分」を「及び(イ)以外の住宅部分」に改め、同号イ(エ)を同号イ(ウ)とし、同条第139号の29中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、「住戸の数又は」を削り、同号ア中「基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る」を「イ及びウに掲げるものであるものを除く」に改め、同号ウ(ア)中「住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法」を「住宅部分（当該評価方法が(イ)及び(ウ)に掲げるもの以外」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同号ウ(ア) a から d までを次のように改める。

a 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

34,500 円

b 同

300 平方メー

トル以上 2,000 平方メー
トル未満のとき。

60,000 円

c 同

2,000 平方メー

トル以上 5,000 平方メー
トル未満のとき。

100,000 円

d 同

5,000 平方メー

トル以上のとき。 140,000 円

第2条第139号の29ウ(ア) e から i まで及び(ウ)を削り、同号ウ(イ)中「住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に、「を除き」を「で、かつ」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同号ウ(イ) a から d までを次のように改める。

- a 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 16,500 円
- b 同
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 28,500 円
- c 同
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 50,000 円
- d 同
5,000平方メートル以上のとき。 80,000 円

第2条第139号の29ウ中(イ)eからiまでを削り、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、既に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。）

- a 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 25,500 円
- b 同
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 43,000 円
- c 同
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 75,000 円

d 同

5,000 平方メー

トル以上のとき。

110,000 円

第2条第139号の29ウ中(エ)を削り、(オ)を(エ)とし、(カ)を(オ)とし、同号ウ(キ)中「(カ)まで以外の住戸部分、共用部分」を「(オ)まで以外の住宅部分」に、「第139号の26ウ」を「第139号の26エ」に改め、同号ウ(キ)を同号ウ(カ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。

同

12,500 円

(イ) 同 200平方メートル以上のとき。

同

14,000 円

第2条第139号の29の2中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、「住戸の数又は」を削り、「、イ若しくはウ」を「からウまで若しくはエ」に改め、同号ア中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「2,400円」を「2,350円」に改め、同号イ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法」を「ウ及びエに掲げるもの以外」に改め、同号オ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「前号ウ(ア)から(キ)まで」を「前号エ(ア)から(カ)まで」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「(エ)まで」を「(ウ)まで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に改め、「以外のもの」を削り、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合して

いることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。)の場合

(ア) 住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。 12,500円

(イ) 同 200平方メートル以上のとき。 14,000円

第2条第139号の30中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、「住戸の数又は」を削り、同号ア及びイ中「サまで」を「シまで」に改め、同条中第139号の31を削り、第139号の32を第139号の31に、第139号の33を第139号の32とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

横 浜 市 条 例 第 27 号

横 浜 市 福 祉 特 別 乗 車 券 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 福 祉 特 別 乗 車 券 条 例 （ 平 成 25 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 1 号 ） の
一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 中 「 区 間 」 の 次 に 「 又 は 区 域 」 を 加 え 、 同 条 第 4 号 中 「 一
般 乗 合 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 者 」 を 「 一 般 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 者 」 に
改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市条例第28号

横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する条例

横浜市敬老特別乗車証条例（平成15年6月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「利用」を「利用等」に改め、同条中「区間」の次に「又は区域」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第4号のうち規則で定める一般旅客自動車運送事業者が規則で定める区間又は区域において運行する交通機関については、当該一般旅客自動車運送事業者が定める運賃又は料金の一部を支払うことにより、利用することができる。

第2条第4号中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般旅客自動車運送事業者」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（負担額の免除）

第5条の2 市長は、次の各号に掲げる者が当該各号に該当するこ
ととなつた日以後最初に交付を受ける乗車証（この項の規定によ
り前条第2項に規定する負担額の免除を受けて交付を受けた乗車
証に限る。）の有効期間の開始日から起算して3年間に限り、当
該者に対し、同項に規定する負担額を免除するものとする。

(1) 75歳に達した日以後に運転免許証の返納（道路交通法（昭和
35年法律第105号）第104条の4第2項の規定により運転免許
（同法第84条第3項から第5項までに規定する全ての種類の運
転免許をいう。）の取消しを受け、同法第107条第1項の規定
により返納することをいう。以下同じ。）をした者

(2) 74歳に達した日以後最初に到来する乗車証の有効期間の開始
日から当該有効期間の末日までの間に運転免許証の返納をした
者

2 前項の規定による負担額の免除を受けて乗車証の交付を受けよ
うとする者は、規則で定める期間内に市長に申請しなければならない。

附則に次の1項を加える。

（横浜市健康診査を受診した者に係る特例）

3 市長は、75歳以上の者であつて、令和6年4月1日以後に横浜
市健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第
80号）第125条第1項に規定する健康診査をいう。以下「健康診
査」という。）を受診した者のうち、要介護状態（介護保険法（
平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をい
う。）となることの予防のために社会参加を支援し、健康の保持
増進を図る必要があると認めるものに対して、当分の間、第5条
第2項に規定する負担額を免除するものとする。この場合におい

て、当該者に交付される乗車証の有効期間は、当該健康診査を受診した日の属する年度の翌年度の10月1日から起算して1年間とする。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例による改正後の横浜市敬老特別乗車証条例（以下「新条例」という。）第5条の2の規定は、令和7年4月1日以後に同条各号に該当することとなった者について適用する。
- 3 新条例附則第3項の規定は、令和7年4月1日以後に敬老特別乗車証の交付を申請する者について適用する。

横 浜 市 条 例 第 29 号

横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例

横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 60 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 1 横 浜 市 立 み な と 赤 十 字 病 院 の 項 中 「 50 床 」 を 「 40 床 」 に
改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 30 号

横 浜 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 、 運 営 等 の 基 準 に 関 す る
 条 例 及 び 横 浜 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育
 事 業 の 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(横 浜 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 、 運 営 等 の 基 準 に 関 す る 条 例 の
 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 、 運 営 等 の 基 準 に 関 す る 条
 例 (平 成 26 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 47 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す
 る 。

第 6 条 第 1 項 第 1 号 中 「 行 う 」 を 「 実 施 す る 」 に 改 め 、 同 条 第
 5 項 中 「 第 1 項 第 3 号 」 を 「 第 1 項 本 文 (第 3 号 に 係 る 部 分 に 限
 る 。) 」 に 改 め 、 同 項 を 同 条 第 7 項 と し 、 同 条 第 4 項 中 「 同 号 」
 を 「 同 項 本 文 (同 号 に 係 る 部 分 に 限 る 。) 」 に 改 め 、 同 項 を 同 条
 第 6 項 と し 、 同 条 第 3 項 各 号 列 記 以 外 の 部 分 を 次 の よ う に 改 め る
 。

前 項 各 号 の 「 代 替 保 育 連 携 協 力 者 」 と は 、 第 1 項 第 2 号 に 掲
 げ る 事 項 に 係 る 連 携 協 力 を 行 う 者 で あ っ て 、 次 の 各 号 に 掲 げ る
 場 合 の 区 分 に 応 じ 当 該 各 号 に 定 め る も の を い う 。

第 6 条 第 3 項 第 1 号 中 「 当 該 」 を 削 り 、 「 事 業 所 (以 下 」 を 「
 事 業 所 (次 号 に お い て 」 に 、 「 第 27 条 の 小 規 模 保 育 事 業 A 型 若 し
 く は 小 規 模 保 育 事 業 B 型 又 は 事 業 所 内 保 育 事 業 を 行 う 者 (以 下 「
 小 規 模 保 育 事 業 A 型 事 業 者 等 」 と い う 。) 」 を 「 小 規 模 保 育 事 業
 A 型 事 業 者 等 」 に 改 め 、 同 項 を 同 条 第 5 項 と し 、 同 条 第 2 項 中 「
 前 項 第 2 号 」 を 「 第 1 項 第 2 号 」 に 、 「 全 て を 満 た す と 認 め る 」
 を 「 い ず れ か を 満 た す 」 に 、 「 同 号 」 を 「 同 項 本 文 (同 号 に 係 る
 部 分 に 限 る 。) 」 に 改 め 、 同 項 各 号 を 次 の よ う に 改 め る 。

(1) 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 が 代 替 保 育 連 携 協 力 者 を 適 切 に 確 保 し
 た 場 合 に は 、 次 に 掲 げ る 要 件 を 満 た す こ と 。

ア 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 と 代 替 保 育 連 携 協 力 者 と の 間 で 、 そ
 れ ぞ れ の 役 割 の 分 担 及 び 責 任 の 所 在 が 明 確 に さ れ て い る こ
 と 。

イ 代 替 保 育 連 携 協 力 者 の 本 来 の 業 務 の 遂 行 に 支 障 が 生 じ な
 い よ う に す る た め の 措 置 が 講 じ ら れ て い る こ と 。

(2) 市 長 が 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 に よ る 代 替 保 育 連 携 協 力 者 の 確
 保 の 促 進 の た め に 必 要 な 措 置 を 講 じ て も な お 当 該 代 替 保 育 連
 携 協 力 者 の 確 保 が 著 し く 困 難 で あ る こ と 。

第 6 条 中 第 2 項 を 第 4 項 と し 、 第 1 項 の 次 に 次 の 2 項 を 加 え る

。

2 市 長 は 、 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 に よ る 前 項 第 1 号 に 係 る 連 携 施
 設 の 確 保 が 著 し く 困 難 で あ る と 認 め る 場 合 で あ っ て 、 次 に 掲 げ

る要件の全てを満たすと認めるときは、同項本文（同号に係る部分に限る。）の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の「保育内容支援連携協力者」とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「第6条第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く）」を「第6条第1項本文（第3号に係る部分に限る）」に、「10年」を「15年」に、「同項第3号」を「同号」に改める。

（横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「行う」を「実施する」に改め、同条中第9項を第11項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「第1項第3号」を「第1項本文（第3号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「同号」を「同項本文（同号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の「代替保育連携協力者」とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「事業所（以下）」を「事業所（次号において）」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「同号」を「同項本文（同号に係る部分に限

る。)に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える

2 市長は、特定地域型保育事業者による前項第1号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同項本文(同号に係る部分に限る。)の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の「保育内容支援連携協力者」とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「第42条第1項(ただし書、第1号及び第2号を除く)」を「第42条第1項本文(第3号に係る部分に限る)」に、「10年」を「15年」に、「同項第3号」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。